

第 16 号議案

東大和市立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市立児童館条例の一部を改正する条例

東大和市立児童館条例（昭和51年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書、第5条ただし書及び第6条第2号中「市長が」を削り、「と認めた」を「があると認められる」に改める。

第7条中「市長は、次の」を「利用者が次の」に、「認めたときは」を「認められるときは、規則で定めるところにより」に改める。

第9条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。